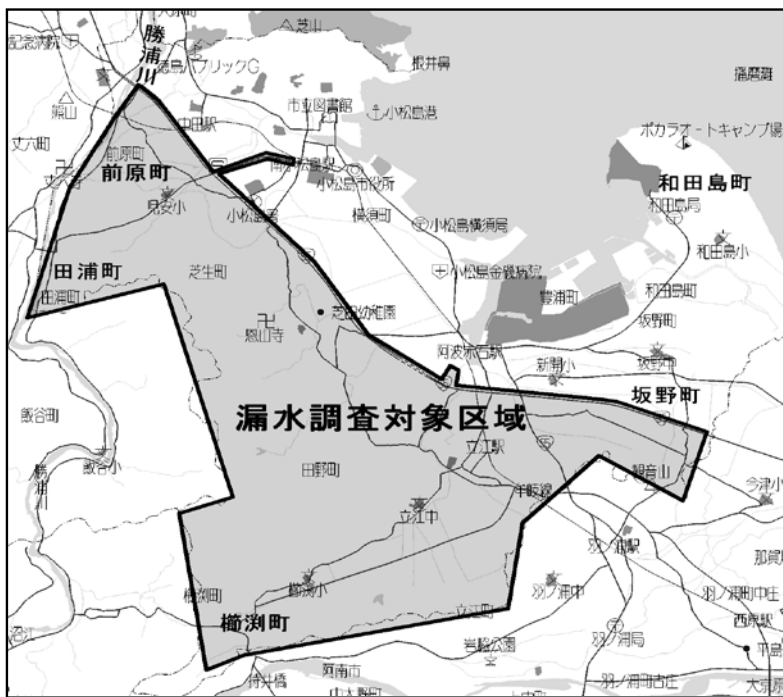


漏水調査にご協力をお願いします

この調査の対象には個人の給水装置を含みませんので、原則として個人の敷地には立ち入りませんが、漏水に関連して引き込み管やメーター付近に立ち入る場合があります。
また、調査員は水道部委託者の腕章をつけ、漏水調査業務従事者の証明書を携帯していますので、ご不明な点がありましたらお尋ねください。



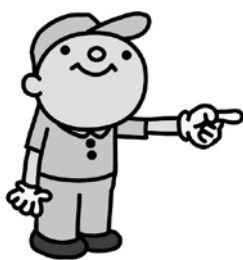
【調査予定期間】

5月中旬から6月下旬頃まで。

【漏水調査対象区域】

国道55号および国道55号バイパスより西側・南側地区（前原町・田浦町・新居見町・中郷町・日開野町・芝生町・田野町・大林町・坂野町・立江町・榑淵町）を対象としています。

お問い合わせは、水道部工務担当（☎33・2206）まで。



産業振興課からのお知らせ

◆ 新たに事業用固定資産を取得した商工・農林水産事業者の皆さんへ

固定資産税の免除期間が最長5年に！！

市では、産業振興に寄与する事業者を応援するため新たに事業用に取得した固定資産にかかる市税を免除する施策を実施しています。このたび4月1日から免除期間を最長5年間に拡充しました。詳しくは市産業振興課まで。

◆ 「景気対策緊急保証制度」が終了のため、「セーフティネット保証制度」で対応

「景気対策緊急保証制度」が3月31日で終了のため、4月1日から「セーフティネット保証制度」で対応しています。制度の移行に伴う変更点は次のとおりです。

- ① 前年の売上高または販売数量と比較して5%以上減少
- ② 利益率・2年前の売上高と比較、新型インフルエンザ・鳥インフルエンザの影響による認定は廃止

◆ 農作物を守るため有害鳥獣の捕獲を実施

小松島市有害鳥獣捕獲対策協議会では、農作物の被害を防止するために、年間を通じて随時、ハコワナ・ククリワナ・銃器による有害鳥獣の捕獲を実施しています。市民の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

【対象鳥獣】 イノシシ・ニホンジカ・カラスなどの有害鳥獣
【駆除実施箇所】 市内一円（狩猟可能区域に限る）

お問い合わせは、市産業振興課（市役所4階 ☎32・3809）まで。